

様式 1-1 (公告〔共通事項〕)

ドローンによる加害個体等の緊急搜索業務 入札公告〔共通事項〕

1 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項（入札公告日から落札決定日までの間）

- (1) 対面による入札の場合
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 測量法第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - エ 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者であること。
 - カ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (2) 長野県電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）による場合
電子入札においては、電子証明書を取得し、電子入札システムにて利用者申請を行い、利用許可を受けている者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、事前の入札参加申し込み手続を要する。
- (2) 設計図書等の閲覧等
 - ア 本業務に係る設計図書等（図面、仕様書、現場説明書及び参考図書（閲覧設計書を含む。）をいう。以下同じ。）及び契約書（案）等は、次の方法により閲覧できるものとする。
 - 契約書（案）
長野県公式ホームページに掲載する。
 - 設計図書、図面、仕様書等
長野県公式ホームページに掲載する。
 - イ ホームページへの掲載期間は、入札公告に示すとおりとする。
 - ウ 設計図書等に対する質問及び回答
 - (ア) 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に指定の場所に、質問書を提出することができる。
 - (イ) 質問書に対する回答は、入札公告に示す期間、入札情報に掲載することとし、質問者には回答しない。
- (3) 入札書の提出方法並びに開札の日時及び場所
入札書の提出方法は発注機関の長の指定する方法とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。
- (4) 入札参加資格要件の審査
入札前に入札参加申し込み者の入札参加資格要件の審査を行う。
なお、資格要件審査の結果、参加不可の者については入札公告に示す期限までに電話及びFAX、メールでその旨を通知する。参加不可の通知を受けた者は当該入札に参加を認めないものとする。
- (5) 入札公告の「2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」中、「配置技術者に関する要件」で示している技術者についての要件は「測量士」とする。

3 入札保証金

- 納付を免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。
- ア 落札決定された者が、入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき
 - イ 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

4 低入札価格調査制度の調査基準価格等の適用 実施しない。

5 入札方法等

- (1) 入札・開札

入札は、入札公告に記載した日時・場所において行います。入札終了後直ちに入札参加者立会により開札を行います。

- (2) 入札執行回数は2回までとし、予定価格（総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く金額）の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の総価における最低価格入札者（再度の入札において失格基準価格を下回る者は除く。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。

この場合の見積り回数は3回を限度とします。

6 落札者の決定

- ア 発注機関の長は、予定価格の制限の範囲内で総価における最低価格入札者を落札者とします。ただし、総価について失格基準価格を下回る入札者を除き、予定価格の制限の範囲内における最低価格入札者を落札者とします。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとします。
- ウ 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当所の職員にくじを引かせるものとします。

7 契約保証

落札者は契約と同時に落札総価の10分の1以上の金額を納付してください。ただし財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第143条の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがあります。

8 入札等の無効

「ドローンによる加害個体等の緊急捜索業務に係る一般競争入札 入札心得 第11条」に掲げる入札書は無効とする。

9 その他

- (1) 入札参加者は、「一般競争入札実施要領」、「ドローンによる加害個体等の緊急捜索業務に係る一般競争入札 入札心得」及び「共通仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 落札者の決定後、本件入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。
- (4) 「入札参加資格要件審査書類に虚偽の記載をした場合」、「落札者が契約を締結しない場合」、「一般競争入札 入札公告、入札心得等において遵守すべき事項を履行しないと見なされる場合」は、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行う。
- (5) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
- なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。
- オ 事業協同組合とその構成員。